

# 一般社団法人東京大地会会則

## 第1章 総 則

### (本会則の目的)

第1条 一般社団法人東京大地会（以下、「本会」という。）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

### (本会の目的及び事業の実行)

第2条 本会は、定款第3条記載の目的及び事業項目について、毎年度ごとに事業計画並びに収支予算を作成し社員総会の承認を得てこれを実行する。

### (会議)

第3条 会議は、定款に定める社員総会（定時総会及び臨時総会）、理事会のほか、本会則に定める会員総会、及び役員会とする。

## 第2章 会員及び社員

### (入会)

第4条 正会員として入会しようとする者は、ホームページにある名簿に、通算卒期・氏名・連絡先等を登録する。

2 賛助会員として入会しようとする者は、個別に事務局に連絡する。

### (入会金及び会費)

第5条 正会員の入会金は0円、年間費を2,000円とし、納入方法は理事会が指定する。

### (任意退会)

第6条 会員は、ホームページにある名簿の会員区分を退会とすることで、いつでも退会することができる。

## 第3章 役員等

### (役員の設定)

第7条 定款で定める役員（理事、監事）の他に幹事を置く。幹事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事と幹事の合計数は、10名以上15名以内とする。

3 理事のうち1名を会長とすることに加え、理事会の互選によって1名以上

4名以下の副会長及び1名の事務局長を置く。

4 全ての役員は就任時において満65歳に達していない者とする。

#### **(顧問、参与およびサポーター)**

第8条 本会の役員のほか、会長は本会の目的、職務を達成するための助言を得るべく必要に応じ顧問、参与及びサポーターを招聘できる。

2 顧問は原則会長経験者から、参与は役員経験者等から会長が指名し、理事会の承認を受けて招聘する。なお顧問、参与の人数および任期は定めない。

3 前項のほか、本会運営の支援を希望する会員は、会長の承認によりサポーターとして本会運営の支援等活動に参画できる。

## **第4章 会員総会**

#### **(構成)**

第9条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

#### **(権限)**

第10条 会員総会は、定時社員総会に付議する事項について決議する。

#### **(開催)**

第11条 会員総会は、定時社員総会と同日開催とする。

#### **(招集)**

第12条 会員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

#### **(議長)**

第13条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

#### **(決議)**

第14条 出席会員の過半数をもって行う。

2 特別の事情があるときは、会員に議案を送付し、書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたときは、可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

3 原則として、会員総会で承認を得た事項を定時社員総会に付議する。

## **第5章 役員会**

#### **(構成)**

第15条 役員会は、すべての理事、幹事及び監事をもって構成する。

**(権限)**

第16条 役員会は、報告事項・依頼事項・検討事項等の共有、及び理事会に付議する事項について決議する。

**(開催)**

第17条 役員会は、理事会と同時開催とする。

**(招集)**

第18条 役員会は、会長が招集する。

**(議長)**

第19条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

**(決議)**

第20条 出席した理事、幹事の過半数をもって行う。

2 原則として、役員会で承認を得た事項を理事会に付議する。

## **第6章 附 則**

**(定款と本会則)**

第21条 本会則の各条項が、本会の定款の条項に抵触又は矛盾する場合、本会の定款が優先して解釈、適用される。

**(本会則の改廃)**

第22条 本会則の改廃は、社員総会の決議による。

**(補則)**

第23条 本会則の実施に関し必要な細目的事項は、理事会の決議により定める。

令和5年9月30日 制定